

帝王部ニ詳ナリ、蓋シ人臣ノ院號ハ、藤原兼家ヲ法興院關白ト稱セシニ起ル、法興院ハ其建
ツル所ノ寺ノ名ナリ、後世ニ至リテハ、此ヲ以テ殆ド謚ト爲シ、平人トイヘドモ、死後必ズ之
ヲ稱シ、或ハ生前ニ剃髮シテ、某院ト稱スルモノモアリ。

女子ノ名ハ男子ニ異ナリ、某賣ト云ヒ、某姫ト云ヒ、某刀自ト云ヒ、某子ト云フ、其尊稱ニハ某
前ト云ヒ、某御前ト云ヒ、某方ト云ヒ、某御方ト云ヒ、某御ト云フ、後世ハ專ラ假名ノ二字トナ
リテ、對稱ニハ、上ニオノ字ヲ加フ、而シテ女子ハ、中古ニ在リテハ、喚名ノヨビナ
明ナラザルモノ多シ、其中ニテ實名ノ傳ハレルハ、多クハ貴女ナレドモ、貴女ニ在リテモ幾
モナシ、是レ女子ハ、人ニ對シテ、己ガ名ヲ告ゲザリシニ由レルナラン。

僧ノ名モ、大ニ常人ニ異ナリ、僧トナルトキハ必ズ姓氏ヲ棄テ、從前ノ名ヲ改メテ、二字ヲ用
キテ音讀ス、支那人ニ倣ヒシナリ。

〔伊呂波字類抄人事〕名ナツク

〔段註說文解字口二上〕名自命也○註从口夕、夕者冥也、冥不相見也○故曰口自名、故从夕口會意、
武井切十部

〔運步色葉集那〕名乘ナム人一

〔下學集態藝〕名字ナム同二字

〔書言字考節用集人倫〕名名乘ナム

〔倭訓栞那編十九〕な
名は生也、成也、春秋說題にも名成也と見えたり、周人多く名は用字は體を

用う、又那摩は名の梵語なるよし、俱舍論に見えたる、日本紀に字もまたなどよめり、あざなどは
訓せず、弘決に、西方風俗、稱名爲尊、此方風俗、避名爲敬、ともいへり、

〔古事記傳三十九〕まづ名は、云言の本の意は爲なり、爲ミは爲りたるさま狀を云、其は常に爲
云らむ、其物のあもと其人のある狀行狀容貌由縁を贊稱て、負けたる物にて、名を呼は尊みな
る狀なり、○中略